

事務局組織運営規則 新旧対照表

現 行	改 正	備 考
<p>事務局組織運営規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款第43条第5項の規定に基づき、本協会の事務局の組織及び運営に関して必要な事項を定め、事務局の健全な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 本協会の事務局に、部及び室を置く。</p> <p>2 部及び室内に業務グループを設置することができる。</p> <p>3 事務局直下に特定業務に従事する実行本部、プロジェクト等を設置することができる。</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 事務局に次の職員を置く。</p> <p>(1) 事務総長</p> <p>(2) その他の職員</p> <p>2 前項の職員とは、雇用契約者及び出向者をいう。</p> <p>3 部及び室の事業状況に合わせ、業務委託者、派遣職員を配置することができる。</p> <p>4 雇用、出向、業務委託等に関する手続、決裁に関する事項は</p>	<p>事務局組織運営規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款第43条第5項の規定に基づき、本協会の事務局の組織及び運営に関して必要な事項を定め、事務局の健全な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 本協会の事務局に、<b>本部</b>及び部を置く。</p> <p>2 部内に業務グループを設置することができる。</p> <p>3 事務局直下に特定業務に従事する実行本部、プロジェクト等を設置することができる。</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 事務局に次の職員を置く。</p> <p>(1) 事務総長</p> <p>(2) その他の職員</p> <p>2 前項の職員とは、雇用契約者及び出向者をいう。</p> <p>3 部の事業状況に合わせ、業務委託者、派遣職員を配置することができる。</p> <p>4 雇用、出向、業務委託等に関する手続、決裁に関する事項は</p>	<p>本部を追加室を削除</p>

会長が別に定める。

(役職)

第4条 事務局に事務総長、部長、室長、副部長、グループ長等を組織管理者として置く。

2 前項のほか、事務局業務の実施にあたり必要があると認めるときは、職員に对外呼称を定めることができる。

(事務総長)

第5条 事務総長は、事務局の事務を統括する。

2 事務総長は、会長が理事会の承認を経て任免する。

(所掌事務)

第6条

部長又は室長は、部又は室の最高管理者として、それぞれの部又は室の所掌事務を処理する。

2 副部長は、部長又は室長を補佐し、部又は室の所掌事務を処理し、部長又は室長が欠けたとき並びに部長又は室長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 グループ長は、部長又は室長を補佐し、部又は室の所掌事務を処理し、部長又は室長が欠けたとき並びに部長又は室長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 その他職員は、上司の命を受けて、それぞれの所掌事務を処理する。

(職員の任免と職務)

第7条 職員の任免と職務の決定は、事案決裁規則による。

2 役職の任命については、原則以下のとおりとする。

会長が別に定める。

(役職)

第4条 事務局に事務総長、本部長、部長、副部長、グループ長等を組織管理者として置く。

2 前項のほか、事務局業務の実施にあたり必要があると認めるときは、職員に对外呼称を定めることができる。

(事務総長)

第5条 事務総長は、事務局の事務を統括する。

2 事務総長は、会長が理事会の承認を経て任免する。

(所掌事務)

第6条 本部長は、本部の最高管理者として、それぞれの本部の所掌事務を処理する。

2 部長は、部の最高管理者として、それぞれの部の所掌事務を処理する。

3 副部長は、部長を補佐し、部の所掌事務を処理し、部長が欠けたとき及び部長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 グループ長は、部長を補佐し、部の所掌事務を処理し、部長が欠けたとき及び部長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 その他職員は、上司の命を受けて、それぞれの所掌事務を処理する。

(職員の任免と職務)

第7条 職員の任免と職務の決定は、事案決裁規則による。

2 役職の任命については、原則以下のとおりとする。

(1) 本部長は、経営・専門職Ⅱ以上の資格保有者の中から任

(1) 部長又は室長は、経営・専門職 I 以上の資格保有者の中から任命することができる。

(2) 副部長は、経営・専門職 I 以上の資格保有者の中から任命することができる。

(3) グループ長は、経営・専門職 I 以上の資格保有者の中から任命することができる。

3 外部への出向に関する事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

第10条 この規則は、2017年4月13日から施行する。

(改正)

2017年12月7日(2018年1月1日施行)

2018年5月17日

2018年7月26日(2018年9月1日施行)

2018年9月13日

2018年12月13日

命することができる。

(2) 部長は、経営・専門職 I 以上の資格保有者の中から任命することができる。

(3) 副部長は、経営・専門職 I 以上の資格保有者の中から任命することができる。

(4) グループ長は、経営・専門職 I 以上の資格保有者の中から任命することができる。

3 外部への出向に関する事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

第10条 この規則は、2017年4月13日から施行する。

(改正)

2017年12月7日(2018年1月1日施行)

2018年5月17日

2018年7月26日(2018年9月1日施行)

2018年9月13日

2018年12月13日

2021年3月11日(2021年4月1日施行)